

「佐久市医療体制等連絡懇話会」の今後の在り方意見集計表

資料3-1

設問1 佐久市医療体制等連絡懇話会(以下「本会」という。)を承継する新たな会(以下「新会」という。)の設置目的の可否について。

No	項目	可	否	事務局案
1	佐久医療センターの「地域医療支援病院」として機能するために必要な医療連携等の検証は、佐久医療センターの「地域医療支援病院運営委員会」で検証しているため削除する。	8	0	佐久医療センターの「地域医療支援病院機能」の検証は終了する。
2	佐久医療センターと佐久総合病院本院の運営基本計画に対する検証及び提言は既に検証され策定済みのため削除する。	8	0	佐久総合病院院の運営基本計画の検証及び提言は終了する。
3	地域完結型医療体制の構築のために必要な医療連携協議は、継続する。	7	1	地域が連携した医療提供体制の協議は、継続する。
4	地域完結型医療体制の構築のために必要な情報交換と情報発信は、継続する。	7	1	地域が連携した医療提供体制の情報交換や報発信は、継続する。
5	佐久市の医療機関同士の病病連携、病診連携の課題に対する意見交換を新たに行う。	7	1	佐久市の医療機関同士の病病連携、病診連携の課題に対する意見交換を新たに行う。

設問2 本会を承継する新会の設置目的として、希望されるものがあればご自由に記述してください。

- 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定の内容は、佐久総合病院の再構築をもって概ね達成されている。
- 佐久地域全体として佐久保健福祉事務所が事務局を担当している「佐久圏域医療対策協議会」が年2、3回程度の頻度で開催され、佐久地域の医療体制について協議し、必要な対策を講じていることから、懇話会も区切りをつけ、廃止しても良い。
- 継続する場合の目的は、「佐久市内の医療提供体制のあり方について意見交換を行う」程度で良いと考え、特に、浅間総合病院のあり方が大きなテーマだと思う。

事務局案まとめ

【設置目的】

佐久市の地域医療提供体制を構築するために必要な事項や、佐久市の医療機関同士の病病連携、病診連携の現状及び、佐久地域の医療提供体制等に対する情報交換や発信について協議することを目的とする。

また、佐久市が実施する、保健、医療施策について、双方の課題等の情報共有を図る中で、健康長寿都市「佐久市」の推進に向け連携した取り組みを進める。

設問3 新会を構成する会員(メンバー)として、適當と思われるものは何ですか。

No	項目	事務局案
1	本会の会員を全て承継して、 <u>変更しない</u> 。	5
2	佐久市内に所在する団体（注1）を新たに会員として、 <u>変更する</u> 。	2
3	その他 ○「長野県健康福祉部の職員」「長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員」を削除する。 ○再構築が一段落し、今後は、佐久市内または佐久地域における医療提供体制のあり方を地元で考える時期になっているため。	1

※注1：団体とは、行政や民間等を含むすべての組織を対象とし、その代表者の要職は別途調整を図る。

事務局案まとめ

【構成メンバー】

会員は次のとおりとする、1佐久医師会(会長、副会長、総務理事)、2佐久総合病院本院、3佐久総合病院佐久医療センター、4浅間総合病院、5佐久市を構成メンバーとする。

なお、会長が必要と認めた者は隨時出席できる。

設問4 新会の幹事会等に準ずる組織の取り扱いと、構成員について、適當と思われるものは何ですか。

No	項目	事務局案
1	新会の会員から <u>選抜した会員を幹事会等の構成員として組織する</u> 。	2
2	新会の会員が属する団体に所属し、 <u>その団体から指名された者等を幹事会等の構成員として組織する</u> 。	1
3	新会のみ組織して、 <u>幹事会等は設けない</u> 。	5

設問5 新会は公開、非公開のいずれかにしますか。

No	項目	可	否	事務局案
1	新会は、報道機関等への公開会議を原則とする。	4	4	原則、公開であるが、その必要がない場合は周知しない。

事務局案まとめ

【幹事会と公開の在り方】

幹事会は設けずに、本会のみとし、原則、公開とするが、その必要がないと会長が判断した場合の周知は行わない。

設問6 新会の設置を平成29年度内とした場合の設置期間について、適当と思われる期間は何ですか。

No	項目	事務局案
1	佐久総合病院本院の外構工事が終了して、1年間の検証期間を含めた平成31年度末。	1
2	5か年を区切りとする、平成34年度末。	2
3	設置期間は当面の間とし、各年度ごとに、会員の協議により継続の有無を決定する。	3
4	その他の提案 ○意見交換、情報交換の目的であれば当面の期間が良い。 ○いつでも廃止できるように期間を記載しない。	2

設問7 新会が1年間に開催する定例会の回数について、何回が適当と思われますか。

No	項目	事務局案
1	1回	4
2	2回	4
3	その他の提案：具体的な回数を記述してください。 (　　回　)	0

事務局案まとめ

【設置期間と開催回数】

設置期間は設けず、会員の協議により終了することができる。

会議は、会長が必要と認めた場合に隨時開催できる。

設問8 その他、ご意見やご要望、ご質問などがございましたらご記入ください。

- 前回の懇話会で事務局の説明のとおり、懇話会の所期の目的は達成されたと考える。
- 佐久地域の医療体制については、佐久保健福祉事務所が主催する佐久圏域医療対策協議会等で検討し、保健医療計画に反映するべきだ。
- 佐久市内の医療連携体制の意見交換、情報交換については、佐久市と佐久市内の医療関係機関とで取り組むことだ。
- 設問3の「構成メンバー」は、行政と医療関係者に限定して欲しい。

(仮称) 佐久市保健・医療等連携会議 規約 (案)

(名称)

第1条 この会は、佐久市保健・医療等連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連携会議は、次の各号について協議するものとする。

- (1) 佐久市の保健・医療等提供体制の構築に関する事項
- (2) 佐久市の医療機関同士の病病連携、病診連携に関する事項
- (3) 佐久地域で相互に連携してつくりあげてきた住民に対する保健・医療等提供体制の情報交換や情報発信に関する事項
- (4) 佐久市の保健、医療施策の課題等の情報共有に関する事項
- (5) 健康長寿都市「佐久市」の推進と連携に関する事項

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 社団法人佐久医師会の役員
- (2) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院本院の職員
- (3) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センターの職員
- (4) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
- (5) 前号に掲げる者以外の佐久市の職員

(会長及び副会長)

第4条 連携会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。

3 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 連携会議は、会長が招集する。

2 連携会議の議長は、会長が当たる。

3 連携会議は、会長が必要と認めた場合に随時開催する。

4 第3条各号に定める者以外の者で、会長が必要と認めた者は、連携会議に出席させ、協議に参加することができる。

5 連携会議は、原則公開とする。ただし、公開の必要がないと会長が判断した場合は、この限りではない。

(総務)

第6条 連携会議の総務は、佐久市役所市民健康部において処理する。

(会議の終了)

第7条 連携会議は、会員の協議により終了することができる。

(その他)

第8条 このほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(仮称)「佐久市保健・医療等連携会議規約」(案)と「佐久市医療体制等連絡懇話会規約」

新旧対照表

【新】(仮称)佐久市保健・医療等連携会議規約(案)	【旧】佐久市医療体制等連絡懇話会規約
(名称) 第1条 この会は、佐久市保健・医療等連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。	(名称) 第1条 この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。
(目的) 第2条 連携会議は、次の各号について協議するものとする。	(目的) 第2条 懇話会は、次の事項について協議するものとする。
<u>削除</u>	1 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項 2 地域医療連携に関する事項 3 その他地域医療の充実に関し必要な事項
(1) 佐久市の保健・医療等提供体制の構築に関する事項 (2) 佐久市の医療機関同士の病病連携、病診連携に関する事項 (3) 佐久地域で相互に連携してつくりあがってきた住民に対する保健・医療等提供体制の情報交換や情報発信に関する事項 (4) 佐久市の保健、医療施策の課題等の情報共有に関する事項 (5) 健康長寿都市「佐久市」の推進と連携に関する事項	
(組織) 第3条 連携会議は、次に掲げる者で組織する。 (1) 右同。（案：会長、副会長、総務理事）	(組織) 第3条 懇話会は、次に掲げる者で組織する。 (1) 社団法人佐久医師会の役員 (2) 長野県健康福祉部の職員 (3) 長野県保健福祉事務所の職員
<u>削除</u>	
<u>削除</u>	

<u>削除</u>	(4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員 (5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
(2) <u>長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院本院の職員</u> (案: 統括院長、統括事務長)	
(3) <u>長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センターの職員</u> (案: 院長、事務長)	
(4) 佐久市立国保浅間総合病院の職員 (案: 院長、事務長)	(6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
<u>削除</u>	(7) 佐久市行政顧問
(5) <u>前号に掲げる者以外の佐久市の職員</u> (案: 副市長、市民健康部長、健康づくり推進課長)	(8) 前2号に掲げる者以外の市の職員
(会長及び副会長) 第4条 連携会議に、会長及び副会長1人を置く。	(会長及び副会長) 第4条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
2 右同。	2 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
3 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。	3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
4 右同。	4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
(会議) 第5条 連携会議は、会長が招集する。	(会議) 第5条 懇話会は、会長が招集する。
2 連携会議の議長は、会長が当たる。	2 懇話会の議長は、会長が当たる。
3 連携会議は、会長が必要と認めた場合に随時開催する。	3 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
4 第3条各号に定める者以外の者で、会長が必要と認めた者は、連携会議に出席させ、協議に参加することができる。	4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

<p>5 連携会議は、原則公開とする。ただし、公開の必要がないと会長が判断した場合は、この限りではない。</p>	<p>5 懇話会は、原則公開するものとする。</p>
<p>(総務)</p> <p>第6条 連携会議の総務は、佐久市役所市民健康部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 懇話会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。</p>
<p>(会議の終了)</p> <p>第7条 連携会議は、会員の協議により終了することができる。</p>	
<p>(その他)</p> <p>第8条 このほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携会議に諮って定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第7条 このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、平成21年11月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成23年4月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年6月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>

佐久市医療体制等連絡懇話会規約

1 名称

この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

2 目的

懇話会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
- (2) 地域医療連携に関する事項
- (3) その他地域医療の充実に関し必要な事項

3 組織

懇話会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 社団法人佐久医師会の役員
- (2) 長野県健康福祉部の職員
- (3) 長野県保健福祉事務所の職員
- (4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
- (5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
- (6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
- (7) 佐久市行政顧問
- (8) 前2号に掲げる者以外の市の職員

4 会長及び副会長

- (1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
- (3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 会議

- (1) 懇話会は、会長が招集する。
- (2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
- (3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
- (4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (5) 懇話会は、原則公開するものとする。

6 庶務

懇話会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。

7 その他

このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

佐久市医療体制等連絡懇話会幹事会規約

(目的)

第1条 この会は、佐久総合病院の再構築の進捗状況に関する協議及び佐久市医療体制等連絡懇話会において協議する事項についての事前調整を行うものとする。

(組織)

第2条 佐久市医療体制幹事会（以下「幹事会」という。）は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 佐久医師会の会長、副会長、総務理事
- (2) 佐久総合病院の統括院長、院長、再構築推進本部長及び事務長
- (3) 浅間総合病院の病院事業管理者、地域医療部長及び事務長
- (4) 佐久市行政顧問
- (5) 佐久市市民健康部長、健康づくり推進課長及び地域医療係長

(会長)

第3条 幹事会に、会長を置く。

- 2 会長は、佐久医師会長をもって充てる。
- 3 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 幹事会は、会長が招集する。

- 2 幹事会の議長は、会長が当たる。
- 3 第2条各号に定める者以外の者（同条各号に掲げる者の属する組織に属する者に限る。）が幹事会に出席する場合は、予め会長の承認を得るものとする。
- 4 幹事会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。

(その他)

第6条 このほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。